

秋 田 県 環 境 審 議 会 議 事 録

1 日 時 平成29年7月28日（金）午後2時から午後3時まで

2 会 場 秋田県議会棟1階 大会議室

3 出席者 （委員）31名中28名出席（うち1名代理出席）

相場委員、青木委員、朝倉委員、石川委員、小笠原委員、奥山委員、片野委員、金田委員、木口委員、金委員、工藤委員、齊藤委員、佐々木委員、佐藤（敦）委員、佐藤（磯男）委員、島内委員、菅原委員、永吉委員、高居委員（代理出席 三浦）、高樋委員、露崎委員、福井委員、藤原委員、松葉谷委員、丸野内委員、山本（尚子）委員、山本（まゆみ）委員、渡辺委員

（県）

菅沼生活環境部次長、高橋生活環境部次長、高橋環境管理課長、高野環境管理課八郎湖環境対策室長、佐藤温暖化対策課長、川村環境整備課長、高松自然保護課長

4 議 事

○議 案

（1）会長の選任について

秋田県環境基本条例第30条第2項の規定による委員の互選により、会長は片野委員に決定した。

（2）会長職務代理者、部会の所属委員及び部会長の指名について

会長職務代理者、部会の所属委員及び部会長は、秋田県環境基本条例第30条第4項、第32条第2項及び同条第3項の各規定により、会長の指名及び別紙「秋田県環境審議会名簿」のとおり決定した。

○報告事項

（1）部会の議決事項等について

（2）平成29年度の審議会、部会開催予定及び予定審議事項について

(一括質疑)

委員

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定ということが案件として挙がっておりますが、従来測定してきた水質環境基準以外に、新たにこれに含まれる項目というのはあるのでしょうか。

県

これまでの公共用水域の水質常時監視としては、亜鉛もございませぬ。それから、そのほかにノニルフェノールと、LASがございませぬ。

委員

その辺については、予備調査的なデータはあるものでございませぬか。秋田県でもある程度検出されるものでございませぬか。

県

全体では4年の計画になってございませぬけれども、昨年度、米代川水系と十和田湖について調査を行ってございませぬ。今年度、諮問をさせていただきますして御審議いただきたいのは、その米代川水系と十和田湖への当てはめでございませぬ。3項目のうち、これまでの調査については、昨年度調査を行いましたけれども、公共用水域の測定でございませぬ。それから、ノニルフェノール等につきましては、検出下限以下でございませぬ。

委員

温泉部会について、温泉掘削、あるいは動力の設置については申請がございませぬが、一つは、温泉を閉鎖した場合も何か申請とか変更というのは必要かどうかということが1点。それから、毎年のように温泉掘削認可をしておりますが、秋田県で、トータルでどのぐらい温泉が稼働しているのか、おわかりでしたらおおよそ教えていただきたい。

県

閉鎖につきましては、把握できてございませぬ。

それから、温泉の数につきましては、後ほどご報告いたします。

委員

閉鎖は、特に申請する必要はないと思います。

委員

御質問の意味で、温泉に関して、例えば宿屋だとか何かというその営業を指しているのか、その源泉を指しておるのか、ちょっと二通りとれますが、ここで問題になるのは源泉の方で、例えば温泉をやめても源泉が残っていれば、帳簿上は残ります。ただし、破棄したいときは、届出を出すと本来は埋め戻さなければならない。しかし、埋め戻すのが面倒だと、使われなくてもそのままずっと残ります。その辺は、行政指導になりますが、もう使わなくなったらちゃんと埋め戻しをして廃棄をしてくださいといった指導は、あまりしてないと思います。

委員

それは結構経費がかかる問題で、義務化は一応、埋め戻すことっていうことになっていますが、なかなか皆さん、経費をかけて埋め戻すのはやっぱり行わないケースが多いです。

それから、どなたか台帳調べてくださればわかりますが、使っていないものも含めてかなりの数があります。

県

温泉の数でございますが、源泉数でございますが、平成28年3月31日現在で、県内の総源泉数は626源泉、そのうち、利用されているものが403源泉ございます。また、未利用として現在使われてない源泉もありまして、それは223ということになっております。

委員

どうもありがとうございました。

私が廃棄した温泉の理由を聞いたのは、源泉を放置しといた場合に地球温暖化の原因、あるいは他のガスが、そのまま野放しに出る可能性があるのではないかと思って、それを懸念して質問した次第です。

以上です。ありがとうございました。

委員

どこの部会にということではない、あえて言えば地球温暖化対策部会かどうかわからないのですけれども、省エネとかCO₂の排出削減、抑制の観点からだと思うのですけれども、クールビズとか省エネ対策ということで、エアコンの温度を28℃、冷房のときには28℃を目安として設定するというのが、環境省が何年か前に、正式に出したのか、ちょっと確実ではないのですけれども、28℃とされています。ただ環境省も何かのときには、それは別に確たる科学的根拠があったわけではないというふうなコメントも出したりもしているようですけれども、一体、こうやってだんだん気温が暑く、平均気温も夏場は随分暑くなってきますと、一方では熱中症対策とかいろんなことを心配されることになって、よくテレビのニュースで熱中症対策としてエアコンを適度に活用してとか言われていますけれども、例えば秋田県の平均温度とかも上がってきているとは思いますが、そういうエアコンの設定温度とか、何かこう目安としているものがあるのか。あるとしたら、何かそれを、何を根拠にこうしているのかとか、何かあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

県

まず、目安となる温度でございますけれども、私どもの方としましては、環境省の方から通知のありました28℃というのを目安としております。ただ、今委員がおっしゃいましたように、その根拠は何かというふうに聞かれますと、環境省の方からこういうことだという説明は特別受けておりませんので、その部分に関しましては、私どもも果たしてそれが適当な本来の数字なのかということに関しては、ちょっとお答えする準備がございません。ただ、冷房等の温度設定に関して何が問題かといいますと、その冷房・暖房によって排出されるCO₂をできるだけ下げること、排出量を減らすことによって地球温暖化を抑制していこうということでございますので、その温度の設定というよりは、最近では高効率型の冷房機器、いわゆるCO₂を出さない冷房機器を、ないしは暖房機器を活用して欲しいということで、今、県も、それから国の方もCO₂対策をしているという状況でございます。

議長

最後になりますが、その他として、事務局から説明事項があるとのことですので、事務

局から説明をお願いいたします。

県

地球温暖化部会で審議いただきました、先ほど御説明いたしました第2次の秋田県地球温暖化対策推進計画の概要について、この時間をお借りいたしまして御説明させていただきたいと思います。

お手元に緑の概要版をお配りしておりますので、そちらの方を御覧ください。

平成27年12月に、温室効果ガスに関する国際的枠組みであるパリ協定、先日、アメリカのトランプ大統領が脱退するということでちょっと話題になりましたが、こちらの方が締結されたことをきっかけにいたしまして、日本政府では地球温暖化対策計画を策定しております。県の計画は国の計画を勘案して策定するということになっておりますので、前計画の計画期間外であるにもかかわらず、第2次計画を策定いたしました。また、前計画は平成23年の4月に策定されておりますが、東日本大震災発生時点で策定作業がほぼ終了しておりますので、震災後の内容を反映したものとなっております。現在の社会情勢を反映させた、新たな計画が必要とされていたという理由もございます。

表紙の下の方の計画の概要の部分をご覧ください。

第2次の計画は、前計画と異なりまして官民一体となった総合的な取り組みを強化し、家電や設備機器の省エネルギー化の促進、それから再生エネルギー等の導入促進、さらに気候変動による悪影響への対応策、これを新たに盛り込んだ内容となっております。

次に、計画期間は平成29年度から平成42年度までの14年間でございまして、5年ごとに見直しするということになっております。

概要版をお開きいただきますでしょうか。

左側には、秋田県における温暖化の進行状況、それによる影響の予測をまとめております。右側には、その原因である温室効果ガスと削減目標について説明をさせていただいております。

秋田県は全国に比較して産業部門の排出割合が低く、家庭部門からの排出割合が高いという特徴がございます。これは、家庭暖房等に要する電気、ガス、石油に由来するCO₂の排出量が大きいというふうと考えております。

右側下の部分に温室効果ガス排出量の目標を設定させていただいております。平成25年度を基準年といたしまして、CO₂換算にして2030年度、平成42年度までに26

3万8,000トン、基準年度に比較しまして26%の削減を目標としております。

最後に、裏面の方をお願いいたします。

地球温暖化防止には様々な取り組みが必要でありまして、その活動は行政だけではなく企業や団体を含めた県民全体で一体的に進めていく必要がございます。そこで、官民一体となった「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」を組織いたしまして、県民運動として温暖化対策を推進していくということにしております。

以上が第2次計画の概要でございます。

引き続きまして、お手元に「みんなで ストップ・ザ・温暖化あきた キックオフイベント」というチラシがございますが、今御説明させていただきました第2次の計画を多くの方々に周知しまして、地球温暖化防止に向けたいろいろな実践活動を一人でも多くの方に始めていただくために、「できることからはじめよう」を合い言葉に、来る8月6日、イオンモール秋田の1階セントラルコートにおいて、「ストップ・ザ・温暖化あきた キックオフイベント」を開催することといたしました。快適さを損なわずに手軽にできることを、未来のために無理せずできることを、一人一人が探していく、探していただくきっかけにしたいと考えたイベントでございます。温暖化対策をわかりやすく楽しく学んでいただくイベントとしております。知事にも参加していただき、多くの方々と一緒にキックオフ宣言、地球温暖化防止の宣言をしていただくこととしておりますので、委員の皆様も是非お立ち寄りくださいますようお願いいたします。

温暖化対策部会からは以上でございます。

議長

ありがとうございました。

削減目標が26%というふうになっており、以前、こんなに削減できるのかというふうな伺った際に、発電所でどういう燃料を使って発電するかというのから割り出すその何とか係数というのがあって、それでかなりカバーできるというふうなことを説明いただいたのですが、その発電所の何とか係数、まあ燃料の使い具合によって、この26%丸々削減できるものですか。それとも、もっと一般市民の協力的なことがないと削減できないものなのでしょうか。その辺、もしわかれば教えてください。

県

今、委員がおっしゃいました係数というのは排出係数という数字でございまして、どれだけそのエネルギーを生み出す際に、化石燃料なり何なりを使ってCO₂を排出しているかということ勘案した数字となります。したがって、火力発電ですとか化石燃料を使うエネルギーが多くなれば排出係数が高くなるというような状況にございます。

御質問の排出係数の減少だけでカバーできるかということに関しましては、そういうことだけではカバーはできません。今のこの概要版の見開きの右の下の枠組みのところを御覧いただければ、削減目標263万8,000トンの中に、省エネによる削減が112万3,000トン、フロン等の対策、再エネ導入による効果、その下に森林吸収量が139万トンと書いてございます。秋田県の削減の内訳として特徴的なのは、この森林吸収量の割合が非常に高いということでございます。御存じのとおり、緑あふれる秋田でございますので、豊富な森林資源を持っております。森林がCO₂の削減をいたしますので、この部分が非常に高い計画となっております。ちなみに、全国のこの削減目標、同じように26%になっておりますが、内訳は全く違いまして、森林吸収量による削減は非常に低い形になっております。とはいいいながらも、やはり省エネによる削減の部分が森林吸収量と同じように半分ぐらい占めておりますので、産業、家庭部門におけるいろいろな省エネ対策、CO₂を出さないような新たな高効率な設備の導入、そういうものがやはり重要だということで、一人一人の活動を、実現活動をお願いしたいということでございます。

議長

ありがとうございました。

委員

私はやっぱりいつも大体、何の話だかなかなか通じないのですが、今ここでも半分が森林吸収だって言いますが、実はCO₂の森林吸収に関しては、既に京都会議のときから、要するにEUは森林の吸収効果ゼロという立場をとっていて、日本とかカナダは、森林吸収はあるとして、結局最後は政治的妥協で認めてあることにしたのですが、要するに成熟した森林にはCO₂の吸収能力はないという、ここは、植物の方が非常にたくさんおられるので、その成熟した森林にはCO₂の吸収能力はないことを理解していただけたと思います。依然として日本の政府は、森林のCO₂吸収能力があるという立場を

崩さない。秋田県がどうするか知りませんが、それこそ皆さん、どちらかという自然保護、しかも植物にかかわる自然保護の方がこの中のかなりを占めておられるとすると、その成熟した森林にはCO₂の吸収効果ないというEUの立場は、私は正しいと思っておりますが、秋田県はそれをどういうふうに考えていかれるかということが一つと、もう一つは、もう半分の削減ですが、これで本当にエネルギー使用量が削減することなのか。例えば、今、イギリスとかフランスがやっている、要するに30年までにガソリン及び重油の自動車を廃止して全て電気自動車にもっていく目標というのを出しました。しかし、電気を何でつくるかということが一言も触れてないです。そこで火力発電を使うのであれば、ただ別のところでCO₂ガスを出すだけで、よそで出せば自分たちのところでは出さなくていいという、そういう身勝手な考え方、本当にそこに原子力をいれていくのなら、日本は原子力を選んでいくのかという、最も重要な分岐点であって。あるいは家庭でも最近、ガス会社がガスを利用した燃料電池を盛んに売り込もうとしている。確かに家庭ではCO₂を、いや、燃料電池の装置っていうのはCO₂を出すのですが、燃やしてはいないから何となくCO₂を出さないような気になるけど、本当にガスを利用した燃料電池というのは、直接燃やすよりもCO₂の削減の出す量が少ないのかというのを誰かがきちっとやらなきゃいけないけど、国はやらない。秋田県の方は、私は知りませんが、そういうその削減のときに本当にエネルギー消費量を削減するのならそれはいいけれども、何らかの代替、例えば断熱をよくするためにはそういう資材をどんどん断熱に変えていかないとイケないとか、あるいは、一定の燃料電池を使い出すのであれば、そのガスを使っている限りはもうほとんど変わらないはずなのですが、燃料電池を使うっていうことをどういうふうに、広告しますか。エコキュートっていうのですか、今、ガス会社が盛んにやっている燃料電池を利用した家庭での燃料電池の使用っていうのは。そういうことを私はやっぱり県の単位でも本気で考える必要があるのではないかと思います。

県

まず、県の計画は、先ほど御説明しましたように国の計画を基にそれに準拠してということになっておりますので、確かに委員がおっしゃるように森林がCO₂を吸収しないという意見をEUの方はとっているということは存じ上げております。日本では一応CO₂を吸収するという立場になっておりますので、秋田県としては国の計画に準拠して森林吸収を算定に入れているということで、御理解いただければと思います。

あと、エネルギーを結局どういう形で抑えてCO₂排出量を抑えるのかというような御質問でございますけれども、今現在我々の生活を昔のエネルギーを使わない状態に戻すということは非常に難しいというふうに考えておりますので、今使っているエネルギーの中で、できる限りCO₂を出さない形にしていく方法を考えるという形に移行していかざるを得ないのではないかと考えております。そのためには、エコキュートですとか、色々な高効率の家電ですとか設備ですとか、そういうものを導入しながら、効率的なCO₂を出さない形のイノベーション、これをしていく必要があるのではないかとというふうに考えておる次第です。

確かに、新たなイノベーション、新たな装置、新たなものを創るために、またCO₂が出ていくということは確かな事実ではございますが、人間の生活を後戻りせず、将来のためによりよい環境を残していくための努力に伴う技術革新、これに期待して産業政策等を進めていくことによってCO₂の削減を図っていききたいというのが、この計画でございます。

委員

秋田県独自じゃなくて国に従うというのは、これは今、私もよくわかって、しょうがないのですけどね。ただ、特にこういう、もしここにおられる方々が県民のやっぱり意見をつくっていく段階でのリーダー的な人だとすると、わからないで国の方針に従うか、わかっているけども、今妥協するかというのは大きな違いです。例えば燃料電池にしても、御存じのように燃料電池は水素を使うんですけど、水素は普通、地球上には使えるような量はないですから、今、ガス会社がやっているのはガス、要するに炭化水素ですね。炭化水素から水素を外すのですけど、残った炭素は、今の制度はCO₂にして捨てている。ですから、エコキュートが実は同じ量だけCO₂を捨てている。CO₂を出さないエコキュートっていうので県民を指導していくかっていうのは、それはやっぱり間違っているのではないかと、エコキュートがCO₂を出し続けます、だけど使いますかっていう、あるいは電気自動車にしても、確かにバッテリーで走る限りにおいてはCO₂を出さないけど、充電するためにはどこかから電気を持ってこないといけない。もしそれが火力発電だったら、そこで大量にCO₂を出している。それを分かっているけどもしょうがないから選択するのと、ごまかされて、CO₂を出してないと思いながら選択するのは、やっぱり違うのだらうと思います。それを県がどういうふうに考えていかれるか。

県

ベストの方法は、未だ私どもは持ち合わせておりませんし、CO₂を全く出さないという方法もないということは存じ上げております。そういう中で、できる限り今の環境を、よりよい環境を子どもたち、将来の子どもたちに残すための努力はしていきたいというふうに考えておりますので、委員が今御指摘いただいたように、単なる表面的なCO₂の削減ではなくて、全体の構造ですとかエネルギーの状況をいろんな形でつまびらかに御説明した上で、それを踏まえた上で地球温暖化を防止する活動を一人一人がやってくということ而努力していきたいと思っております。

議長

ありがとうございました。

ほかに、せっかくの機会でございますので、環境行政に対する御意見とか御質問等ありましたらお願いします。どうでしょうか。

委員

先ほど質問があったことに関して続きのようなものなのですが、2030年に向けて森林吸収量を多くするというのがこの案ですか。

県

多くするということではございません。基準年度の2013年度の森林吸収量を、これから10年後までに、森林の量とかですね、その辺を農林水産省の方のデータをもとにして推計していくと、このままの状態では推計をしていくとこれぐらいまでは残るだろうと、森林の量です。そうすると森林吸収量がこれぐらいだということですので、増やすという状況の数値では基本的にはございません。できるだけ今の環境を維持するという状況で、森林がこれだけ吸収できるであろうという数値でございます。

議長

これで本日の審議を終了したいと思います。

以上をもちまして、秋田県環境審議会を終了いたします。

委員の皆様、御協力ありがとうございました。